

「道の駅べに花の郷おけがわ」における 道路休憩施設棟の整備を通して

中 啓¹・土谷 智行

¹関東地方整備局 利根川上流河川事務所 工務第二課 (〒349-1198 埼玉県久喜市栗橋北二丁目19-1)

今回発表を行う「道の駅べに花の郷おけがわ」における道路休憩施設棟は、道の駅に必要な休憩機能・情報発信機能を有している。また道路休憩施設棟のみならず、道の駅の大きな特徴は、単なる休憩所にとどまらず、道路利用者と地域をつなぐ「交流の場」として機能している点や地域の防災拠点としての役割にある。今回は、本施設の紹介を通して、今後、同様の施設を整備する際に活用できる知見を共有するものである。

キーワード 道の駅、道路休憩施設、防災

1. はじめに

「道の駅」は、地域の振興と道路利用者の利便性向上を目的として整備される、休憩機能・情報発信機能・地域連携機能を備えた複合的な道路施設である。1993年に国土交通省（当時建設省）によって制度化されて以降、全国各地に設置が進められ、現在では地域住民や観光客にとって欠かせない公共的拠点としての役割を果たしている。近年では、道の駅は地域経済の活性化に寄与するだけでなく、地域の安全・安心を支える公共インフラとしての重要性がさらに高まっている。

「道の駅べに花の郷おけがわ」は国道17号上尾道路と圏央道の結節点である圏央道桶川北本ICに隣接して開業した道の駅である。本事業は道路休憩施設として運転者の安全の向上はもとより、まちづくりの拠点としての機能をもたせた新たな道の駅を整備することによって、地域の活性化を図るものであり、その中で道路管理者である国が休憩施設としてトイレ棟を整備した。（写真-1）

本論文では、道の駅における道路休憩施設の整備に焦点を当て、その意義と課題、今後のあり方について検討する。



写真-1 「べに花の郷おけがわ」全景

2. 事業概要

(1) 計画概要

「道の駅べに花の郷おけがわ」は、埼玉県桶川市に新たに整備された道の駅で、2025年（令和7年）3月27日にグランドオープンした。

整備手法は直轄一体型としており、桶川市と国にてそれぞれ施設整備を行うものである。

整備主体に関しては、桶川市が駐車場・地域振興施設・休憩所を整備し、国が駐車場・道路休憩施設棟・情報提供施設を整備している。

本道路休憩施設棟の計画地は「べに花の郷おけがわ」の敷地真ん中に位置している。（図-1）



図-1 敷地配置計画

(2) 建物概要

道の駅のトイレは、短時間利用者から長時間滞在者・高齢者・子ども連れ・外国人観光客まで、極めて多様な利用者を想定する必要がある。また、原則24時間利用であることから、それぞれの利用特性に応じた計画が求められる。

本道路休憩施設棟は桶川市で整備する地域振興施設と近接して整備されることから、景観、材料の統一を図ることで、桶川市の持つ特性を生かしたデザインや親しみやすい施設となるような意匠計画とした。具体的には、桶川市の宿場町のイメージを踏襲して格子状や木目調の素材を使用し、地域振興施設との調和を図り、木目調でアースカラーを基調とした色彩計画とし、施設の高さを抑えた結果、周囲への圧迫感もなく、落ち着きがあり地域に親しまれる施設となった。（写真-2）



写真-2 道路休憩施設棟正面

(3) 平面計画

建物平面計画としては、小便器と大便器・手洗いなどの明確なゾーニングと余裕のある通路幅の確保によって、混雑時にも利用しやすい計画とした。

本施設は各周辺施設からアクセスしやすい位置であることから、開放的で自由に出入り出来ることはもちろん、ホールからはトイレ内へ視線が抜けないレイアウトとすることで安心して利用できるように配慮している。

男子トイレ・女子トイレのほかにも、バリアフリートイレ・ベビーコーナーを設置し、子ども、高齢者、障害者等を含むすべての人に利用しやすい道路休憩施設棟とした。（図-2）

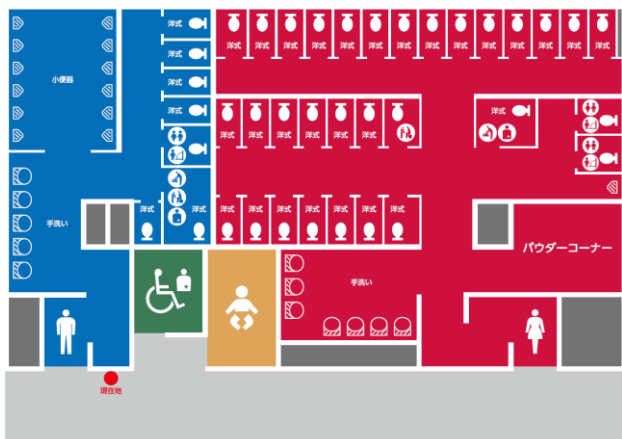


図-2 現地に設置されているトイレ案内図

3. 道路休憩施設棟のレイアウト

(1) 男子トイレ・女子トイレ

男子トイレおよび女子トイレの内部は白を基調とし、個室のドアや洗面カウンター等には木目調でアースカラーを基調とした色彩を採用することにより、清潔感のある落ち着いた空間を演出している。

手洗いについては、洗面器の1か所を小さな子供が利用しやすいように低く設置している。また鏡の後ろにLED照明を設置することにより、顔映りを良くし、照明設備が直接見えないように配慮した。また、2段のカウンターでドライエリアを設け、荷物の置き場所に配慮するためツインデッキを採用した。

大便器は床の清掃性に優れた壁掛大便器・フラッシュタンク式を採用し、すべて洋式便器を設置。高齢者への配慮として、個室ブースには手すりを設置している。

(2) 男子トイレ

道の駅の男子トイレにおいて考慮すべき点として、「立ち寄り利用」「運転途中の休憩利用」が中心であり、利用時間が極めて短いことから、

- ・ 小便器の比率を高める
- ・ 動線が単純で迷わず利用できる配置とすることが重要である。

特に、出入口から小便器が視認しやすい配置とすることで、滞留や行列の発生を抑制できる。小便器は清掃性のよい壁掛式小便器を採用し、足元には汚垂石を設置。さまざまな利用者への配慮として、1か所に小便器用すりを設置、お子さま用の小便器も2基、手洗い付近に設けた。また手荷物への配慮として上部に棚、傘掛け等のフックも設置した。また小便器は清掃負荷が高いことから、効率よく清掃ができるよう左右に分散配置した。

（写真-3）



写真-3 男子トイレの内観

(3) 女子トイレ

道の駅的女子トイレは、

- ・ 個室利用が前提
- ・ 身だしなみ直し
- ・ 子どもの付き添いが多い

等の理由により、1人当たりの使用時間が長いため、それぞれに配慮することが重要である。

身だしなみ直しについては、パウダーコーナーを設けることとした。パウダーコーナー内では隣の人や真向いの人の視線が気にならないように斜め方向に配置するとともに間仕切りを設けている。また、各カウンター下には荷物置きを設けることで、利便性を高めている。また、化粧鏡については、手洗い同様、後ろにLED照明を設置し間接照明とすることにより、顔映りをよくし、やわらかい雰囲気をもたらしている。

なお、道の駅は家族利用が多く、女子トイレは乳幼児連れの利用が集中しやすいことから、女子トイレ内にも、小さなお子さま連れに配慮して、幼児用小便器を設置している。これにより、親子で一緒に利用ができるようになり、バリアフリートイレやベビーコーナーへの集中を避ける観点でも重要である。(写真4)

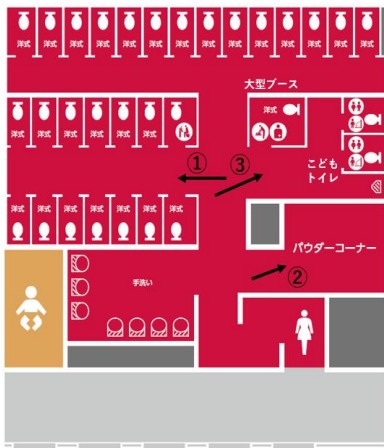


写真4 女子トイレの内観



など、誰もが必要に応じて利用できる共用空間として計画することが重要である。そのため、便器・洗面器はもちろん手すりやオストメイト設備を設けることとした。

ベビーコーナーについては、混合水栓付き洗面台・ベビーシート・フィッティングボードを設けるとともに、室内計画においては、プライバシー対策として、おむつ替え室と授乳室の機能分離を図っている。

道の駅において重要な情報提供施設は、今回限られた敷地スペースでの整備が必要なことから、道路休憩施設棟の通路から視認しやすい位置にモニターを設けることとした。また、モニターを視聴する際にガラスへの映り込みを防ぐため、間接照明を設置することで対応を図った。(写真5)



写真5 その他設備の内観・外観

4. 防災対策概要

(1) 防災道の駅

国土交通省では、都道府県の地域防災計画等で、広域的な防災拠点に位置づけられている「道の駅」について「防災道の駅」として選定し、広域防災拠点としての役割を果たすための、ハード・ソフト両面からの重点的な支援を行っている。(図-3)

(4) その他設備

道の駅におけるバリアフリートイレは、身体障害者や高齢者のための設備に留まらず、乳幼児連れ・オストメイト・外国人旅行者・介助を伴う利用者など、幅広い利用者を受け入れるための重要な基盤施設である。また、「専用」ではなく「共用」を前提とした計画を行う必要があることから、バリアフリートイレは、特定の利用者だけの施設としてではなく、

- ・ 障害のある人
- ・ 高齢者
- ・ 子ども連れ
- ・ 一時的な身体的不自由を抱える人



図-3 「防災道の駅」の広域的な防災拠点の考え方

防災道の駅認定要件については、以下の内容を踏まえ選定される。

1. 都道府県が策定する広域的な防災計画（地域防災計画もしくは受援計画）及び新広域道路交通計画に広域的な防災拠点として位置づけられていること。
2. 災害時に求められる機能に応じて、以下に示す施設、体制が整っていること。
 - ① 建物の耐震化、無停電化、通信や水の確保等により、災害時においても業務実施可能な施設となっていること。
 - ② 災害時の支援活動に必要なスペースとして、2500㎡以上の駐車場を備えていること。
 - ③ 道の駅の設置者である市町村と道路管理者の役割分担等が定まったBCP（業務継続計画）が策定されていること。
3. 上記の2. が整っていない場合については、今後3年程度に必要な機能、施設、体制を整えるための具体的な計画があること。

本道の駅についても、防災拠点機能を持った整備の取り組みを行い、令和7年5月14日に国土交通省より、「防災道の駅」の追加選定があり、「道の駅べに花の郷おけがわ」が、埼玉県内初の「防災道の駅」に選定された。

(2) マンホールトイレ

災害発生時には、水洗トイレが使用できなくなるが、広域的な防災拠点に位置づけられている本道の駅では、早急にトイレ機能を確保することが必要であるため、その対応策の一つとしてマンホールトイレを整備している。

マンホールトイレとは、下水道管路にあるマンホールの上に簡易な便座や仮設テントを設け、災害時に日常で使用している水洗トイレに近い環境を迅速に確保することができる。近年では、東日本大震災時での宮城県東松島市、熊本地震での熊本県熊本市で使用されている。なお、本道の駅では、敷地形状の都合から従来のマンホールトイレとは異なり、下水道管路とは繋がってはおらず、浄化槽を設けており、その上にマンホールを整備している。（図-4）

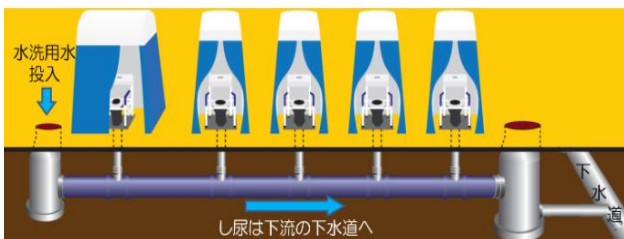


図-4 マンホールトイレの構造イメージ

本道の駅では、災害時にも使用が可能であるマンホールトイレを採用している。具体には休憩施設棟横のスペースに10基ほど、専用マンホールを整備し、隣接している防災倉庫にて有事の際に必要な備品を置いている。（写真-5）



写真-5 マンホールトイレの外観

5. おわりに

道の駅はこれまで、道路利用者の安全・安心を確保する休憩拠点として整備されてきたが、近年は地域振興・防災・観光振興・交流の場など、より多様な役割を担う存在へと発展している。

本論文で述べた道の駅における道路休憩施設棟は、従来のように道路利用者の休憩機能を主目的とした施設から、地域生活を支える公共性の高い拠点へと役割を拡張してきている。近年は、災害時の広域的な支援拠点としての機能が強く求められており、いわゆる「防災道の駅」としての位置付けを踏まえた施設整備が重要となっている。そのような中で、道路休憩施設のあり方としては、単に衛生設備を提供する空間にとどまらず、災害時には情報提供・待機・簡易的な休息・支援活動の補助拠点として利用される可能性を有することから、建築計画においては、長時間の滞在や一時的な利用集中を許容できる空間的余裕、夜間や非常時においても安全性と安心感を確保できる照明計画や防犯性への配慮がより一層重要となると考えられる。

以上より、今後の道の駅における道路休憩施設棟は、平常時の利便性のみを追求する施設ではなく、「防災道の駅」の中核施設として位置づけられると考える。誰もが利用できるトイレ機能や子育て支援機能を平時から高い水準で整備しておくことは、災害発生時においてもそのまま生活支援機能として機能する点に大きな意義があると考えられる。

道路休憩施設棟は、日常と非常時を連続的に支える空間として計画されることで、道の駅が地域にとって真に信頼される防災拠点となるための基盤を形成するものであり、今後の道の駅整備における重要な指針になると考えられる。